

財務省告示第三百八十号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成十九年十月二十二日に発行した割引短期国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十九年十一月九日

財務大臣 額賀 福志郎

一 名称及び記号 割引短期国庫債券（第四百二十

六回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十

九年法律第二十三号）第四十六

三 振替法の適用 社債等の振替に関する法律（平

成十三年法律第七十五号）以下

「振替法」という。）の規定の適

用を受けるものとし、その振替

機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）及び価格

競争入札と同時に行われる入札

であつて、財務大臣が各国債市

場特別参加者ごとに応募限度額

を定めるものによる発行（以下

「国債市場特別参加者・第 非

価格競争入札発行」という。）

五 募入決定の

方法

イ 価格競争

入札発行

各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

十七	十六	十五	十四			十三	十二			口		イ
払込期日	者入札参加	場所	元金支払額	償還金額		償還期限	価格平均	募入平均	行争入札発	非者・特別参加	国債市場	入札競争
平成十九年十月二十二日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額面金額百円につき百円	償還金を支払う。	償還金を支払う。	償還期限は、その翌営業日に	ただし、償還期が銀行休業日に	平成二十年十月二十日	十七銭九厘につき九十九円二		十七銭九厘につき九十九円二	十七銭二厘以上につき九十九円二